

入札監理小委員会
第542回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第542回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年6月4日（火）16：30～17：27

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

○厚生労働省施設（中央合同庁舎第5号館）の運営等業務

○経済産業省特許庁庁舎の管理・運營業務

○土壤汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務（環境省）

3. 閉会

<出席者>

（委員）

古笛主査、稲生副主査、小松専門委員

（厚生労働省）

大臣官房会計課 管理室 鈴木室長補佐

大臣官房会計課 管理室 草野経理係長

大臣官房会計課 管理室 本木警備係長

大臣官房会計課 管理室 古屋設備係長

（経済産業省）

特許庁 総務部会計課 五十嵐厚生管理室長

特許庁 総務部会計課 奥村厚生班長

特許庁 総務部会計課 前野厚生専門職

（環境省）

水・大気環境局 土壤環境課 神谷課長

（事務局）

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○古笛主査 それでは、ただいまから第542回入札監理小委員会を開催いたします。

最初に、厚生労働省中央合同庁舎第5号館の運営等業務の実施状況について、大臣官房会計課管理室鈴木室長補佐よりご説明お願いいたします。よろしくお願いいたします。

○鈴木室長補佐 よろしくお願ひいたします。それでは、中央合同庁舎第5号館の管理・運營業務の実施状況について、ご説明させていただきます。

業務委託期間につきましては、平成29年4月1日から令和2年3月31日までの3カ年契約をしております、今年度が3年目となります。

受託事業者につきましては、不二興産株式会社共同事業体でございます。構成員は、不二興産株式会社が代表企業で、グループ企業が4社ございます。資料に※印を振ってあるのですが、当初、株式会社サンメンテナンスが受託しておりましたが、民事再生手続が開始されたことから、平成30年11月1日より株式会社グローバルステージに事業が承継されております。4番の受託事業者決定の経緯については、後ほど説明しますので割愛させていただきます。

続きまして、2ページ、3ページをごらんください。管理・運營業務に関する包括的な質の達成状況及び評価について、4つの項目について評価をしております。この中の1番、品質の維持、2番、安全性の確保、3番、環境への配慮については、「適切に実施された」と評価しております。

3ページの4の快適性の確保につきましては、毎年、施設に勤務する職員を対象とした「施設環境に関するアンケート」を実施しているのですが、1つの設問で、定量的な指標としていた70%を下回る満足度であったことから、「一定の評価ができる」という評価をいたしました。

ただし、この回答の中には、受託事業者だけの責任と言い切れない回答も含まれていたことから、次回以降、設問の見直しを含めて検討してまいりたいと考えております。

続きまして5ページをごらんください。各業務において確保すべき水準の達成状況及び評価について、ご説明をさせていただきます。5ページから7ページに記載しておりますが、5つの業務がございます。まず1. 電気・機械設備等の運転・監視及び点検保守管理業務、続いて6ページの3. 来庁者受付管理サービス提供業務、4. 清掃等業務、これらにつきましては、「適切に実施された」と評価をしております。それ以外の6ページ目の2. 警備保安業務と、7ページ目の5. 植栽管理業務については、仕様書にはない受託事業者独自の取り組みを行っていたことから、「評価できる」と評価をいたしました。例えば、6

ページの2. 警備保安業務につきましては、仕様書では求めていない、防災士やサービス介助士といった資格の保有者を多数配置したことから「評価できる」としております。5. 植栽管理業務につきましては、積極的に生育状況や気象状況を考慮した剪定管理を行っていることから、「評価できる」としております。

続きまして、8ページ、9ページの受託事業者の創意工夫の発揮状況については、ただいまご説明した独自の工夫も含めてですが、一番大きい点は、総括管理者を配置したことによって、これらの業務の横断的な連携が効果としてあらわれ、加えて、各受託事業者も創意工夫をしたことから、全般的に品質の向上や円滑な対応が結果的に図られております。

続きまして10ページ、11ページの実施経費の状況及び評価についてご説明をさせていただきます。まず、対象公共サービスの実施に要した経費ですが、平成29年度から平成31年度（令和元年度）までの業務実施経費は、19億8,849万8,000円となっております。民間競争入札実施前の平成22年度の従前経費と、今回の実施経費を比較しますと、3,913万3,000円の増となっております。原因につきましては、11ページの上段の表のとおり、総括管理業務を導入したことや、古くなった設備の維持管理による業務の増、こういったものがございまして、この2つの要因だけでも約37%の金額の増加となっている状況でございます。

その結果、これらの増加要因となった経費を除いて、これまでの従前の実施内容と同条件とした場合の経費の比較を行うと、結果として民間競争入札実施前後で、182万3,000円の削減が図られたこととなります。これらのことを踏まえると、経費面においても一定の評価ができるものと考えております。

続きまして12ページにおいて、競争入札の状況及び競争性を確保するための方策について、平成23年度から市場化テストを実施しておるのですが、第1期業務においては、入札説明会には23者参加したのですが、結果的に一者入札となってしまいました。その際に入札に参加しなかった業者をヒアリングしたところ、調達スケジュールが非常にタイトであったということで、共同事業体の結成が困難という答えをいただいたことから、第2期業務、第3期業務においては、公告期間の延長に加えて、入札参加資格要件の緩和ということも実施しまして、第2期、第3期ともに複数者、二者入札となっております。

続きまして、13ページの全体の評価のまとめについて、ここでは3点ほど記載させていただきますのですが、民間競争入札導入以前と比べて、経費面での削減に加え、総括管理者を配置したこと等により、より質の高いサービスが得られたということで、評価をして

おります。

最後に今後の事業については、今回は第3期目ということで、第1期、第2期ともに検証した結果、非常に良好な実施状況にあるということと、5つの条件をクリアしていることから、良好なサービスの質が、ある程度達成されたと考えております。

以上のことを踏まえて、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針に基づきまして、今後は終了プロセスへ移行した上で、引き続き事業を実施することを考えております。

以上で説明を終了させていただきます。

○古笛主査 ありがとうございます。続きまして同事業の評価案について、総務省より説明お願いいたします。

○事務局 それでは、事務局より評価案について、資料A-1に基づきご説明いたします。

本資料の1でございます事業の概要につきましては、先ほど厚生労働省よりご説明がありましたので、改めての説明は割愛させていただきます。ここでは、2の評価について以降をご説明いたします。

まず結論から申し上げますと、本事業につきまして、市場化テストの終了プロセスへの移行が妥当だと考えてございます。以下、その根拠を申し上げます。

A-1の2ページ目以降でございますけれども、まず実施内容に関する評価につき、確保されるべき質について、設定された基準はいずれも満たされておりまして、ほぼ適切に実施されていると考えております。

続きまして実施経費の面でございます。6ページでございますけれども、市場化テスト導入前にかかった経費に比べ、業務の増加分を考慮いたしますと、若干ながらではございますが、削減されているということでございまして、近年の人件費の増加傾向を踏まえても削減されていると考えてございます。

続きまして4の評価のまとめについてですけれども、先ほど申し上げたとおり、確保されるべきサービスの質について、ほぼ目標を達成しているという点は、先ほど申し上げたとおりです。また、業務を委託している民間事業者からは、いろいろな提案がありまして、具体的に申し上げますと、この資料の4ページ目及び5ページ目に書かれているとおりでございますけれども、提案があったことによりまして、比較的良好的な成果が得られたのではないかと考えております。

また応札者数につきましては、第2期に引き続き、今期の第3期目につきましても二者

応札が達成されたということを考えれば、競争性について一定程度、担保されたと考えていいものと思います。

最後に今後の方針についてですけれども、本事業については、今期が市場化テストの第3期目、いわゆる新プロセスにつきましては第1期目でございます。実施府省としては、平成26年3月19日に監理委員会で定められた市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針の基準を満たしているとして、終了プロセスへの移行の指針を示しております。この点につきまして、指針で定められた基準である5点にそれぞれ当てはめますと、まず事業実施期間中に業務改善指示や法令違反はなかった点、及び実施府省等において、実施状況を外部の有識者がチェックする仕組みを備えているというこの2点につきまして、満たしているということでございます。また、その他であります競争性の確保、達成目標の達成及び経費削減の実現という3点につきましても、先ほど申し上げたとおり、いずれも満たしているのではないかと考えております。

その他、事業実施機関における厚生労働省と実施事業者の取り組みを踏まえ、市場化テストの終了プロセスへの移行につきまして、事務局といたしましても異存はございません。終了後につきましても引き続き、厚生労働省に対しては、これまで本監理委員会における審議を通じてチェックされてまいりました、公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、みずから公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を、引き続き図っていくことを求めることとしたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価案について、ご質問・ご意見がある委員は、ご発言をお願いします。いかがでしょうか。

○稲生副主査 では、私から最初に。資料A-3で契約状況の推移ということで、応札状況等のマトリクスがあるんですけれども、今回と申しますか、第3期が、要は99.999%という、要は実質100%でございますけれども、この点は今回の積算、前回は98%台ということでありましたけれども、要は見ようによっては、やや不自然な張りつき方をしているのではないかと思うわけですが、今回の積算の考え方だけでも結構なのですが、どういう形で行ってきたのかということについては、いかがでしょうか。つまり既存の不二興産グループに見積もりをとって、その金額をそのまま積算価格としたということではな

いと信じたいのですけれども、この点は、どのような形で作業をなされたのかという質問でございます。

○鈴木室長補佐 第2期に入札したときの予定価格をベースに作成しています。3年近く経過しておりますので、人件費等も当然変わっています。加えて業務内容も追加しておりますので、全体を見直した上で予定価格を積算しています。結果的に99.999%となっているのですが、実際は1回目の入札で落札しておらず、再度入札で落札していることから、結果的に99.999%という落札率になりました。

○稲生副主査 予定価格を超えていたのですね。なるほど、わかりました。

○鈴木室長補佐 見積もりにつきましても、入札に参加する業者からはいただいております。

○稲生副主査 わかりました。

○古笛主査 よろしいでしょうか。それでは時間となりましたので、これまでとさせていただきます。事務局から、何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 ございません。

○古笛主査 それでは事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はありがとうございました。

(厚生労働省退室)

(特許庁入室)

○古笛主査 お待たせいたしました。続きまして、経済産業省特許庁庁舎の管理・運営業務の実施状況について、特許庁総務部会計課五十嵐厚生管理室長より、ご説明をお願いいたします。

○五十嵐室長 今、ご紹介いただきました、特許庁会計課厚生管理室の五十嵐でございます。本日はよろしく申し上げます。

早速でございますが、お手元の資料2-1について、特許庁庁舎の管理・運営業務の実施状況について、ご報告いたします。既にお聞き及びかもしれませんけれども、本業務については、現在平成29年度からの新プロセス第2期目となっております。業務内容につきましては(1)にございますとおりなのですが、特許庁の庁舎、それと借り受けているJTビル、それと仮庁舎である六本木グランドタワー、これらの庁舎について、①から⑥の業務をやっております。ただし、JTビルと六本木グランドタワーについては限定的でございます。JTビルについては、該当するのは①と④、六本木グランドタワーに

については①が該当いたします。

(2)の契約期間についてですけれども、繰り返しになりますが新プロセス第2期目ということで、平成で言いますと29年度から、令和で元年度の末までということでございます。受託事業者については、ここにあるとおり共同体でございます。

おめくりいただきまして、これまでの経緯でございますけれども、今期につきましては、一者応札でございましたけれども、最初の入札では落札に至らず、再度の入札で随意契約で、今の共同体に運営をしていただいております。2ポツの確保されるべきサービスの質等々につきましては、ここにあるとおりなのですが、後段にまとめがございますので、そちらのほうでまとめてご報告いたしますので、ページを飛ばさせていただきます。9ページまで、飛んでいただけますでしょうか。

3ポツの実施経費の状況及び評価でございます。実施経費は、従前の新プロセス1期目の経費と比較しまして、約6,000万円、11.8%増加してございます。これについては、(2)にございますとおり分析結果がございまして、作業要員の労務単価の上昇、あるいは庁舎改修工事の断続的な実施に伴う点検・保守管理業務等の追加、改修工事業者との連絡調整に伴う管理費用の増加による負担増が背景にございます。

次のページでございますけれども、4ポツ、民間事業者からの提案による改善が幾つかございます。全般につきましては、合同品質評価のための活動を行い、2番目としましては建築設備管理業務の中で、特にエネルギーの管理については、削減のための方策を提案いただいて、結果、対平成22年度比で44.9%の削減がなされております。その他ございますけれども一部割愛しまして、5ポツのほうに移らせていただきます。

11ページの5ポツでございます。競争性改善のための取り組みは、どんなことをこれまでにやってきたかということでございますけれども、現場説明会というのを別途実施させていただきました。さらに引き継ぎ期間も設け、さらに積極的な広報活動、そして応札に参加しなかった事業者を対象としたヒアリングを実施させていただきました。次のページに移ります。

新プロセス移行後の状況でございますけれども、特許庁では、現在庁舎の改修工事が実施されております。終了は令和5年を見込んでおりまして、現在庁舎内では、工事完了フロアと工事未了のフロアとが混在する状況にございまして、業務対応が非常に煩雑になってございます。その関係もございまして、警備業務のところの人材確保の点でございますけれども、毎日1,000名を超える方々が来庁される中で、警備業務を維持していく、品

質維持していくということが重要な課題になってございます。さらにはセキュリティー強化という観点も重要でございまして、その要請に応えるための措置も必要ということでございます。この点については、事業者の努力の中で、質の維持・向上を図っているところでございます。加えまして、来年はオリンピック・パラリンピックの開催がございませけれども、警備業務に対する社会的な需要が増大している中で、警備員の慢性的な人手不足が続いている状況でございます。

次の6ポツでございませますが、全体的な評価になりますませ、(1)の包括的な質の点については、特に問題ないということで、事故等は発生しておりません。(2)の各業務において確保すべき水準についてですけれども、これについては、要求水準以上のものであったと評価してございませ。次のページの、なお書きになりますませけど、ここは先ほども触れましたように電力の消費量については、削減がされてございませ。この表の下にございませ「他方」というところですがけれども、清掃業務に関しては、清掃箇所・頻度・方法について、これはアンケートに基づくものでございませけれども、「やや不満」「不満」と回答したものが一定程度見られるということで、当該結果を踏まえての業務実施が必要と考えてございませ。

次の民間事業者からの改善提案に関する実施状況でございませけれども、本業務の遂行上の課題については、事業者の自主的な意見交換や改善提案が実施されてございませして、結果を特許庁に適時に報告するなど業務の効率化が図られたものと認められていませ。

次のページに移りませ。今後の方針でございませけれども、①から⑤にございませとおり、業務改善指示等を受けたり、法令違反等はございませませんでした。また、外部有識者を構成員とする評価委員会を行いまして、点検済みでございませ。そして公共サービスの質、さらには受託事業者から提案のあった事項についての実施状況、これについても良好なサービスが達成されたと認めておりませ。市場化テスト導入前と比較しますと、6つの業務を一括契約したことで、契約事務の効率化が図られておりませ。一方、先ほど触れましたように、作業員の労務単価の上昇を受けて、実施経費の削減効果が見られませませんでした。

民間競争入札の結果、一者応札で競争性に課題が残ってございませ。

これらのことから本業務については、業務の質は引き続き適正に担保されている反面、実施経費の削減及び競争性の確保という点については、課題が残ってございませ。特許庁としましても、調達改善を図るべく競争性改善に向けた取り組みを、今後も実施してまいります。しかしながら、先ほども触れましたように、改修工事が継続する中であって、現

行の民間事業者が有する豊富な知識・技能・経験を踏まえ、新規参入事業者が応札する可能性は現在のところ低く、応札者も限定されることが想定されます。実施経費についても、労務単価の上昇によりまして増加が続くものと考えてございます。したがって、市場化テストの中で競争性を確保しつつ経費削減を実施することは、非常に極めて困難な状況でございます。

以上のことから総合的に判断しまして、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了することとさせていただきたいと考えてございます。繰り返しなりますけれども、特許庁としましては市場化テスト終了後におきましても、官民競争入札等監理委員会における審議を通じまして厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続きこの趣旨に基づいて、特許庁自らが公共サービスの質の向上、コスト削減等を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。続きまして同事業の評価について、総務省より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、引き続きまして総務省のほうから報告を申し上げます。まず、お手元の資料のB-1をごらんください。経済産業省特許庁庁舎の管理・運営業務の評価についてでございます。

1 ページ目の事業の概要等につきましては、先ほど特許庁から説明がございましたので、ここでは省略をさせていただきます。2 ページ目に参ります。

本件市場化テストの評価でございますが、終了プロセスに移行することと評価をいたしました。評価の内容につきましては、実施府省から提出されております実施状況に基づきまして、3 点の観点から評価を行いました。1 点目サービスの質の確保、2 点目実施経費、3 点目競争性の観点からでございます。

まず1 点目のサービスの質でございますが、(2) の表のとおり、業務の継続の確保につきましては、平成29 年度、平成30 年度、いずれも業務の停止・事故等は発生しておりません。また、確保されるべき質の達成状況につきましても、6 つの業務を包括的に行っておりまして、その中で、いずれもサービスの質は確保されておりました。3 ページ目に参ります。

民間事業者からの改善提案もございました。一例を挙げておきます。例えば、清掃業務

では、抜き打ちの検査、インスペクションなどを行うことによって品質の向上が図られていること、警備の業務におきましては、各種資格の取得を推奨することによって、有資格者を適正に配置して、業務の質の向上に努めていることとございます。

実施経費でございますが、これは新プロセス第1期目と比較をいたしました。今回、改修工事に伴いまして追加のエリアとなりました六本木グランドタワーの経費を控除いたしましたが、約6,000万円の経費の増額が見られました。この経費の増額の要因でございますが、先ほど実施府省が分析しておりますとおり、清掃員・警備員等に係る作業要員の労務単価の上昇、そして改修工事に伴う各種業務の追加管理費用等の負担増が、経費を押し上げております。

競争性につきましては、さまざまな取り組みをしておりますが、その中でも、特許庁庁舎の現場説明会などを行うということで、広く告知をして説明参加者を募っております。ただ、一方で、新プロセス移行後に特殊な事情が生じました。1点目が、特許庁庁舎の改修工事でございます。平成28年度末から、今後、令和5年度まで工期が予定されております。現在も改修工事が進んでいる中で、完了しているフロアと、まだ工事が始まっていないフロア等が混在しております。そのため業務内容にその都度変更が生じ、非常に煩雑になっております。

2点目としましては、警備業務における人材確保です。この点につきましても、特許庁庁舎では、日々1,000名の来庁者がありますが、加えて改修工事のための事業者が数百名が出入りをしております。セキュリティ強化という面から警備体制を一層強化している状況ではございますが、一方で警備業全体における人手不足という中で、なかなか適正な人材を確保することが困難な状況でございます。

以上の3つの観点から評価のまとめをいたしますと、5ページ目に参りますが、サービスの質の設定につきましては、いずれも目標達成しておりますので、この点評価できます。また、民間事業者のノウハウ等も創意工夫が発揮されておりますので、業務の質が向上しているということで評価をいたしました。ただ、一方で、実施経費につきましては削減効果が見られなかったこと、応札者が1者となっており、競争性に課題が残っているという点がございます。

新プロセス移行時には、市場化テスト終了の基準を満たしておりましたけれども、先ほどから申し上げておりますとおり、特許庁の改修工事等が行われており、断続的なエリアの変更、業務の変更、そして警備業務における人材確保の困難性等の特殊な事情がござい

ます。工事完了の令和5年までに相当の時間がありますが、このような工事環境に対応しながら3か所の建物の運営管理ということになりますと、現行の民間事業者が有している知識や経験、それらを生かすことによって業務を行っておりますので、新規参加者が応札する可能性が非常に低いことと、限定されることが想定されます。

実施経費につきましても、本業務に係る労務単価の上昇傾向が続くものと考えられます。したがって、当該事業の競争性を確保しながら経費を削減していくことは、極めて困難な状況と判断しております。

以上を踏まえまして、最後に今後の方針でございますが、本事業につきましては、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針のⅢ.4に基づきまして、総合的に判断をいたしました。現在実施中の事業をもって、市場化テストを終了することといたします。また、市場化テスト終了後は法の対象から外れることとなりますが、特許庁が自ら公共サービスの質の維持の向上と、コストの削減を図っていくことを求めてまいります。

なお、事務局といたしましても、特許庁の庁舎の改修工事が終了した後、令和6年以降の契約状況によりましては、事後調査を行うほか、市場化テストの対象事業として再選定されるということも検討しておりますので、この点も含めて報告を申し上げます。

以上、ご審議よろしくお願い申し上げます。

○古笛主査 はいありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価案について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いします。

○小松専門委員 こういう特殊な状況で市場化テストやることそのものが、意味があるのかという気がちょっとしています。これは別に特許庁さんの責任ではないと思うのですが。そもそも工事をやるというのは急に始まるわけではなくて、やっぱり数年前から計画があって準備されているわけですね。そうすると、こういう状況になるというのはもうわかっている中で、だれどやらなければいけないものなのか。これは総務省に対する質問かもしれませんが、ちょっとこれはやっぱり無理だろうという気はします。ですからここで一旦、退出されるというのは、これはもうやむを得ない話だし、それからいろいろな評価の中で、一者応札とか費用が上がったとか、これももうやむを得ない話なので、判断としては非常に妥当だと思いますけど、この中でもテストやるのかというところが1点疑問でございます。お答えいただく必要はないと思いますけれど。

○稲生副主査 私も小松委員さんと同じ意見でありまして、やっぱり特殊要因が非常に今回は多かったというのもございますので、我々も、本来であれば競争性が発揮されて、質

も問題ないということで卒業いただくというのが一番望ましいわけですが、一方で、市場化テストに根本的になじまないという場合には、最近新しい出口として、我々は退学という言い方をしていますけれども、そういうコースを設けたのですが、ある種、この今回の特許庁さんの案件は、さらに休学という感じで、令和6年までは、こういう特殊事情で、確かに市場化テストという感じで、ほかの業者さんと同じように競ってもらおうというのは、やっぱりちょっとしんどいなと。ですから当初からお仕事をされて、今回も不落随契で、ある種、ほんとうは本心ではないかもしれませんが、お仕事を続けておられる企業グループが、事実上お受けになっているということだと思いますので、そういう意味ではある種、休学という形でせざるを得ないのかなと。ですから形は終了なんですけれども、今回の総務省側の評価案の最後のパラグラフですけれども、「なお」以下、令和6年以降の契約状況によっては、また再入学いただくかもしれないということは、やはりその議事録にしっかりと、済みませんが、残させていただきたいと思っておりますので、競争がもしできるのであれば、やはりきちんとまた環境を整えてチャレンジさせていただきたいと思っておりますので、くれぐれもよろしくお願いをしたいと存じます。

以上でございます。

○古笛主査 では、よろしいでしょうか。事務局から、何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特段ございません。ありがとうございます。

○古笛主査 それには事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ事業を、休学のような終了ということで監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はありがとうございました。

(特許庁退室)

(環境省入室)

○古笛主査 では続きまして、環境省の土壤汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務の実施状況について、同省水・大気環境局土壤環境課、神谷課長よりご説明をお願いいたします。

○神谷課長 神谷でございます。よろしくお願ひします。土壤汚染対策法に基づく技術管理者試験の試験監督等業務ということでございますが、資料の3-1に基づいて、概要をご説明させていただきます。

まず、この公共サービスの内容でございますけれども、土壤汚染対策法に基づきまして、

汚染が起こっていると思われる場所で調査を行うわけですが、その調査を実施する際の監督業務を行う専門知識を有する者として、この技術管理者というのが土壤汚染対策法に位置づけられておりまして、その選考を行う国家試験ということになります。

民間競争入札の対象とする事務としては、試験問題の作成依頼、それから受験申請書の受付、受験票の送付、試験問題の印刷、試験会場の運営、試験の監督・運営、技術管理者証の交付等々にわたる一連の業務を対象としております。

実施期間は、平成29年度4月から今年度末までの3年間ということで、凸版印刷株式会社に発注しております。

この業者の選定の経緯でございますけれども、この実施要項に基づきまして入札参加者、これはこの1者でございましたが、応募を受けまして、総合評価を行ったところ合格したということで、落札者としたということでございます。

それで、今までの実施状況を6番以下に書いております。まず、サービスの質の確保の状況ということでございますけど、委託業務が、この後6ページにわたって多々ございます。試験問題の素材作成委員会の運営から、実際の広報活動ですとか、実施要領の配付、受付、試験申請データの作成等々、事前の準備の段階から当日の試験監督、試験会場の運営、それから採点、合格者の発表、さらに技術管理者証の作成、配付といったところの一連の業務でございます。これらについて評価を書いておりますが、全般としまして、いろいろさまざまなミス等もなく確実に業務が実施され、また、当日もトラブルなく試験が行われたということで、良好な運営が行われているという評価をさせていただいております。

それから6ページに参りまして、民間事業者からの提案による改善実施事項ということでございます。いろいろ提案をいただいております。業務の効率化の観点から、問題素材作成会での検討開始前に、採用の優先度が高い問題を選出する体制を構築するということで、効率的に問題づくりができるような提案をいただいております。それから文言のチェックを前倒しして実施することにより、試験の実施直前での業務をスムーズに行うようにすると。あるいは、問題作成や図版の制作ソフトの統一ですとか、名簿の管理単位を分割すとか、こういった業務改善をしながら、よりスムーズな運営に努めておるところでございます。

それから、8番目が経費の関係でございます。この市場化テストは、2クール目に入っておるということで、前回の平成26年度から平成28年度の実施状況と、平成29年度

から今年度までの実施状況を比較しますと、単年度当たりの経費にならずと、320万円ほどの経費の削減ということで、内容の質を維持しながら額の節減にも努めることができているというふうに思っております。

それで業務の実施状況について、私どもの省内の評価委員会での評価というのを、9番に書かせていただいております。事業実績としては、先ほどの6番のところがございますように、十分な質の確保はされていると。さらに業務の改善の余地があるかというところについて、この枠囲みの考察を行っております。

1つは、複数者の応札が可能かということでございますが、平成26年度の入札は2者ですが、平成29年度は1者であったと。1者の原因を、入札説明会には来たけれども当日入札に参加しなかった者へのヒアリングにより確認をしたところ、業務の範囲が広く外注費用が高くなるため、見積もった価格が過去の落札額と比較して高額になったということでございます。それから過去の入札に参加して、平成29年に参加しなかった者に理由を聞いたところ、同様に外注費用が高いという理由が挙げられております。ということで、額的に落札者の額が相応の額になっていたというのが、一つ見てとれるかと思えます。それから入札者が少ない理由として、2つの特徴があると思っております、1つは事業が多岐にわたるんですね。問題作成の事務局ですとか、印刷等々と業務範囲が広いというところがあります。それから受験者数が少なく、減少傾向にあるということでございます。

この2つの傾向を考えますと、この1番については業務の分割の可能性も考えられますが、受験者数が少ないと、総額が5,000万円程度ということで、規模が小さくなるデメリットのほうが大きいのではないかとということで、既に過去の入札監理小委員会の中で、これはやめたほうがいいたろうという結論をいただいております。それから2番の受験者数についてですけれども、技術管理者というのは、業務自体が毎年一定程度、開発案件があるところについての土壌調査が行われますので、ほぼ横ばいで推移しております、平成28年度は831件という状況でございます。今後も、これが大きく増えていく見込みはないということで、この試験の受験者というの、一定程度に抑えられるだろうということが考えられます。ということで、大きく伸びていく見込みがないというところで、この試験の実施形態の分割等を行っていくというのは、なかなか考えづらいのではないかと考えられておるところでございます。

今後の方針でございますけれども、今のところ経費の抑制、それから質の確保、事業者による創意工夫等については、相応の対応がされているということございまして、他の国

家資格に比べて業務範囲が広く、受験者数が少ないといったことを考えますと、新しい改善のメニューをご検討いただくのは、なかなか難しいんじゃないかと考えておりました、市場化テストは、終了プロセスに移行することとしたいと考えております。

ちょっと補足で資料3-2のところで、これまでこの委員会のご指導のもとで競争を改善してきたポイントというのを、この3-2の①に挙げておりますのでご紹介いたしますと、4点ほどございますが、1つは官民分担の明確化をするというところを、実施要領上明確化したということをやっております。それから、事業期間を複数年にするということを実施して、3年契約を結ばせていただいております。それから参加資格の格付について、通常の格付を広めに設定するという以外、特段の要件を設けておらないということで、広げる努力をしております。それから類似実績については、国家資格の類似実績に限らないようにということで、多くの業者が入って来られるという条件整備をしてきたところでございます。

説明は、以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価について総務省より説明お願いいたします。

○事務局 事務局より評価につきまして、資料C-1に基づきご説明させていただきます。Iの事業の概要等につきましては、先ほど環境省よりご説明がございましたので、改めての説明は割愛させていただきます。

IIの評価についてでございます。結論から申し上げますと、市場化テストの終了プロセスに移行することが妥当であると考えております。その根拠を申し上げます。

2ページの(2)対象公共サービスの実施内容に関する評価につきまして、確保されるべき質の確保状況について、設定された確保されるべき水準は全て満たされており、適切に履行されていると考えております。

続いて4ページの(3)実施経費についてでございます。市場化テストを導入前にかかった経費に比べ、約8.3%削減されており、金額にしますと460万円程度の削減となっております。

続きまして5ページの(4)競争性改善のための取組についてでございます。第1期市場化テスト導入に際して競争性改善のため、様々な取組が実施されてございます。その内容につきましては、先ほど環境省からご説明のあったとおりでございます。その結果として、2者の応札となり、競争性が確保されておりました。

続きまして（５）新プロセス移行後の状況でございます。新プロセスに移行しました第２期、今期でございますが、１者の応札となりました。事業者等へのヒアリング等により、複数の事業者が見積金額を算出しており、入札を検討した状況が見受けられます。過去の実績等と比較し高額となったために、応札に至らなかったことが判明いたしました。このことは、実質的に競争性があったものと考えております。

続きまして（６）評価のまとめについてですが、対象公共サービスの確保されるべき質について、全ての目標を達成している点は、先程ご説明したとおりでございます。また、業務を受託している民間事業者からの提案により、試験問題の作成等において、作業順の見直しや、使用ソフトウェアの統一などにより、さらに効率的な運営が図られたものでございます。

一方、実施経費の観点から見ると、金額にして約４６０万円、率にして８．３％の節減となっております。先ほど環境省からも、第１期と比較しても経費の節減の点では、効果を上げているということでございます。

競争性の確保の点では、一者応札であったものの実質的に競争性があったことから、競争性は確保されていると考えてございます。また、事業規模が５，０００万円程度と小規模であることや、受験者数の増加も見込めないことから、今後のさらなる競争性の改善の取組も、困難な状況であると考えてございます。

最後に６ページの（７）今後の方針についてでございますが、環境省においては、平成２６年３月１９日に本監理委員会で定められた「市場化テスト終了プロセス及び新プロセスを運用に関する指針」の基準を満たしているとして、終了プロセスへの意向を示してございます。この点につきましても、指針で定められた基準でございます５点に当てはめますと、まず事業実施期間中に業務改善指示や法令違反はなかった点、及び実施府省等において、実施状況を外部の有識者がチェックする仕組みを備えている点の２点について、満たしてございます。その他の競争性の確保、達成目標の達成及び経費削減の実現の３点につきましても、先程ご説明したとおり、いずれも満たしていると考えてございます。そのほか、事業を実施期間における環境省と実施事業者の取組も踏まえまして、「市場化テストを終了プロセス及び新プロセスの運用に関する指針」Ⅲ．４に基づきまして総合的に判断し、現在実施中の事業をもって、終了プロセスへ移行することが妥当であると考えてございます。なお、終了後につきましても、引き続き環境省に対しまして、これまで本監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加

資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、自ら公共サービスの質の維持・向上及びコストの削減を図っていくことを求めることといたします。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価案について、ご質問・ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。

○小松専門委員 事業そのものは、今、ご報告があったとおりで終了もやむを得ないなどは思うんですけども、ちょっと気になるのが、これは事業そのものと関係ないことですが、この試験制度そのものをどうするかという議論はあるのでしょうか。

○神谷課長 試験の受験者が減少傾向にあるというのはあるんですけども、土壤汚染の全ての場所が調べられているわけではなくて、今まで未調査のところを新たに開発しようとするときに、調査を行うという法律の仕組みがあるものですから、今後も一定の需要、事業というのは今と同じぐらいのペースで出てくると見積もっております。したがって、この制度自体をなくしてしまうわけにはいかずに、人の更新というのも必要ではないかということで、制度自体を維持するということが当面必要だろうと考えております。

○小松専門委員 ざっと計算しますと、今年は1,000人ぐらい、去年か。平成30年度の受験生は1,000人ぐらいという数値がさっき出ていましたけども、5,000万だとすると、1人当たり5万円の経費がかかるわけですね。そうすると納税者としては、そんなにお金を使ってもらっては困るという意見が出そうな気がするんですね。そうするとやっぱり試験制度そのものをやめないにしても、試験の制度を工夫しないと、やっぱり説明ができなくなるじゃないかなという気がするのです。極端に言えば10人ぐらいに減ったとしても、やっぱり5,000万円ぐらいの経費かけてやるのかという、そんな話も出てきかねないかなというふうにはちょっと危惧しているんですね。おそらく、この辺の実態は認識されているとは思いますが、何かその辺で事業方式そのものというよりも、試験のやり方そのものを改善することによって経費を下げっていくというような工夫をしなきゃいけないのかなとちょっと考えたんですけど。別にこれはそちらの話じゃなくて、もっと上のほうの話なので、お答えをいただく必要は全くないんですけども、ちょっと感想としてそういうふうに思ったということです。

○古笛主査 よろしいでしょうかね。それでは時間となりましたので、これまでとさせていただきます。事務局から、何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特段ございません。

○古笛主査 それでは事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、これ自体は、事業を終了する方向で監理委員会にご報告するようお願いいたします。本日はありがとうございました。

— 了 —